

第13回協議会 7月8日(火)

場所

波野村/体育館

協議事項

○小委員会報告

松永委員長から、概要について各町村意見を出し合い、次回以降に検討、調整案としてまとめていくことを報告しました。



小委員会の模様

○協議第三十七号 条例・規則等の取扱いについて

原案どおり承認されました。

○協議第三十八号 慣行の取扱い(市章)について

原案どおり承認されました。

○協議第三十九号 防災関係事業の取扱いについて

防災無線については、極力、現在の機器の有効活用をして欲しいとの意見が出されました。

阿蘇町の委員から交通災害共済制度について、行政が行うのではなく他の団体等に任せられた方がよいのではないかといった意見が出され、事務量や団体の性格等をもう少し調べた上で次回再協議することとされました。

産山村の委員から、防災無線の現行施設が耐用年数を過ぎており、住民に迷惑をかけていることから、合併までの間に改修をしたいとの意見が出され、財政上の手当てが出来るものについて、更新を否定する趣旨ではないことを事務局から報告しました。

○協議第四十号 公共的団体等の取扱いについて

一部修正を加え、案のおお承認されました。

○協議第四十一号 障害者福祉事業の取扱いについて

原案どおり承認されました。

○協議第四十二号 高齢者福祉事業の取扱いについて

原案どおり承認されました。

○協議第四十三号 上・下水道事業の取扱いについて

一の宮町の委員から、一の宮町の財産区水道についても検討してほしいといった意見や、下水道使用料について、もう少し専門部会で検討してほしいという意見が出されました。

阿蘇町の委員から、阿蘇町の簡易水道は現在企業会計で行っているため、水道会計については簡易水道も含めて企業会計で統一して欲しいという意見や、水道使用料については各町村ばらつきがあるため、現行のとおりで事業が成り立つのか、専門部会で再度検討して欲しいという意見が出されました。

波野村の委員からは、水道使用料については合併までに調整をつけたことの希望が出されました。これらの意見を踏まえ、部会に戻し検討した上で、再度協議することとしました。

提案事項

①環境対策事業の取扱いについて

阿蘇の自然と共生する環境都市をめざして、豊かな自然を財産として守り、育み、環境に配慮したまちづ

くりを進めます。そのために、合併時に自然環境保全のための条例を制定することとしています。

②農林水産関係事業の取扱いについて

農林水産関係事業については、次のように提案しています。

農道・林道や農業関連施設等については、現行のとおり新市に引き継ぐこととしています。

農振農用地区域については、合併までに見直しを行い、新市において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整することとしています。

林務関連事業についても、新市において引き続き実施することとしています。

国営大野川流域水利事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとしています。

③商工観光関係事業の取扱いについて

商工観光関係事業については、次のように提案しています。

工場誘致奨励条例や企業誘致事業については、合併までに調整し新市においても新たに制度を設けるものとしています。

融資制度については、新市において新たな制度を設けるものとしています。

商工会及び観光協会の統合については、それぞれの事情を尊重しながら